

教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。
令和八年六月三十日

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会規則第七号
教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

教育委員会公告式規則（昭和四十八年仙台市教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（教育委員会規則の公布） 第二条 〔略〕 2 〔略〕 3 教育委員会規則の公布は、市役所の掲示場に掲示して<u>行な</u> <u>う</u>。 （告示等の公示） 第四条 告示等を公示しようとするときは、年月日及び教育長名 を記入して、教育委員会教育長印を押さなければならない。 2 〔略〕	（教育委員会規則の公布） 第二条 〔略〕 2 〔略〕 3 教育委員会規則の公布は、市役所の掲示場に掲示して<u>行</u><u>う</u>。 （告示等の公示） 第四条 告示等を公示しようとするときは、年月日及び教育長名 を記入して、教育委員会教育長印を押さなければならない。<u>た</u> <u>だし、公示送達を行う場合においては、教育委員会教育長印の</u> <u>押印を省略するものとする。</u> 2 〔略〕

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の教育委員会公告式規則第四条第一項ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に行う公示送達について適用し、同日前に行った公示送達については、なお従前の例による。

（教育局総務人事部総務課）